

小川富也税理士事務所だより

編集発行人
税理士・行政書士
小川富也
〒796-0068
八幡浜市浜之町180番地
TEL 0894-24-3355
FAX 0894-24-2882

所得税の確定申告

2月16日(水)～3月15日(火)

所得税の確定申告の時期がやってきました。
平成22年分所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、平成23年2月16日から同年3月15日までです。
必要書類等のご用意はお早めに。

所得税の確定申告とは毎年1月1日から12月31日までの1年間に得た所得金額を総決算し、その所得金額についての税金を確定して、源泉徴収や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続きといえます。
課税される所得の種類は

「事業所得」「不動産所得」「利子所得」「配当所得」「給与所得」「雑所得」「譲渡所得」「一時所得」「山林所得」「退職所得」の10種類に分類されます。
ここでは、給与所得がある人で確定申告をしなければならぬ場合についての主なポイントにふれてみました。

■ 給与所得がある人

給与所得者は、通常「年末調整」により所得税が精算されるため申告は不要ですが、次の計算において残額があり、さらに①～⑥のいずれかに該当する人は申告が必要です。

各種の所得の合計額から、所得控除を差し引いて、課税される所得金額を求めます。

課税される所得金額に税率を乗じて、所得税額を求めます。

所得税額から、配当控除額と年末調整の際に控除を受けた(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を差し引きます。

- ① 平成22年中の給与の収入金額が2000万円を超える
- ② 平成22年中に給与を1か所から受けていて、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える
- ③ 平成22年中に給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)と合計額が20万円を超える
- ④ 同族会社の役員やその親族などで、平成22年中にその同族会社からの給与のほか、貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料、機械・器具の使用料などの支払いを受けた
- ⑤ 平成22年中の給与について、災害減免法により源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた
- ⑥ 在日の外国公館に勤務する人や家事使用人などで、給与の支払いを受ける際に所得税を源泉徴収されないことになっている

【昨年からの主な改正事項】

◆ 寄附金控除について、適用下限額が2000円(改正前・5000円)に引き下げられました。

◆ 政党等寄附金特別控除について、税額控除の計算の対象となる政党等に対する寄附金の適用下限額が2000円(改正前・5000円)に引き下げられました。

◆ 平成22年1月1日以後に金融商品取引業者等を通じて支払いを受ける上場株式等の配当等については、その金融商品取引業者等に開設している源泉徴収口座(特定口座で源泉徴収があるもの)に受入れができることとされました。

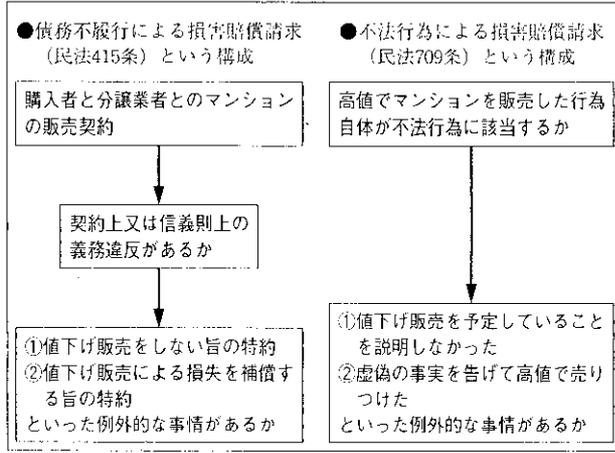
▼ なお、遺族の方が年金として受給する生命保険金のうち相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象にならないとする最高裁判決がありました。そこで、このような年金に係る税務上の取扱いが改められています。



マンション価格が下落 分譲業者へ損害賠償は？ 資産価値下落に伴う損害賠償

当社はマンションの一室を事務所として分譲業者から購入しましたが、このほど転居のため売却することにしました。ところが売れ残ったマンションが値下げ販売されたため資産価値が大きく下落してしまいました。当社はこの業者に値下がりによる損失分の損害賠償をしたいと思います。ですが、可能でしょうか。そこで今回は資産価値下落に伴う損害賠償請求について考えてみます。

今回のケースでは、購入者としては転売価格の下落の原因となった値



下げ販売を行った分譲業者に対し、値下がりによる損失分について損害賠償を行い、損失補填を図ることができないかというものです。それには債務不履行に基づく損害賠償請求という方法と不法行為に基づく損害賠償請求という方法が考えられます。

■債務不履行による損害賠償請求

債務不履行に基づく損害賠償が認められるためには、購入者と分譲業者との販売契約について、分譲業者に契約上、または信義則上の義務違反があり、かかる違反について分譲業者の責めに帰すべき事由があつて、これにより購入者に損害が生じたこ

とが必要です。

そもそも、マンションの販売価格は契約時の経済状態や需要と供給との関係に基づき当事者間の合意によって決定されるものであり、売れ残った物件を値下げして売却することは分譲業者にとって当然の経済行為といえます。そして分譲業者に値引き販売によつて資産価値を下落させてはならないという信義則上の義務があるとは認められません。

もつとも分譲業者と購入者との間で、マンションを販売する際に同種、同等の物件を購入者の購入価格を下回る価格で値下げ販売しないとの合意や値引き販売したときには購入者に損失を補償する旨の合意がなされたという例外的な場合には、分譲業者に値下げ販売による損失分について損害を賠償することは可能であると思われれます。

ただし、販売担当者が単に値下げ販売はしない旨のセールストークをしていたとしても、かかる言動の一事をもつて直ちに値引き販売をしない旨の合意があつたとまでは認められないでしょう。

■不法行為による損害賠償請求

まず、値下げ販売をして資産価値

を下落させた行為が違法な権利侵害行為として不法行為に当たるかが問題となります。しかし、売れ残った物件を値下げして売却することは当然の経済行為と考えられますから値下げ販売しただけでは不法行為に基づく損害賠償は認められないでしょう。

次に高値でマンションを購入者に販売した行為自体が詐欺行為として、不法行為に基づく損害賠償をすることはできるでしょうか。

詐欺行為と認められるためには、分譲業者が近い将来、マンションの資産価値が下落することを容易に予想でき、売れ残ったマンションについて大幅な値下げ販売を行うことを予定していたにもかかわらず、買主に一切説明しなかったとか、虚偽の事実を告げて高値で売りつけたといった事情が必要と考えられますが、予想できない経済変動による資産価値の下落の場合には、詐欺行為を認めることはできないでしょう。

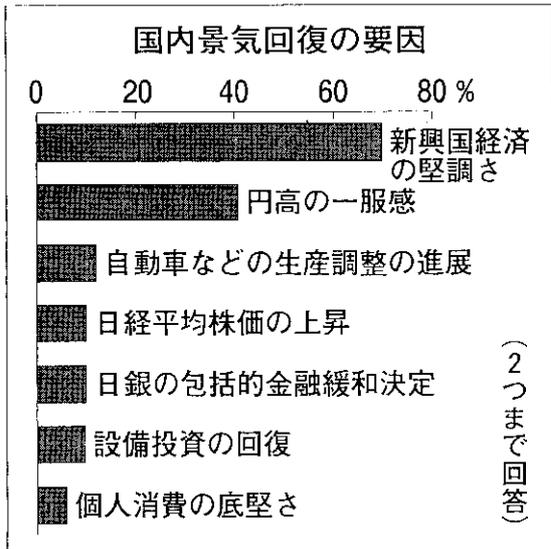
したがって、例外的な事情があれば別ですが、分譲業者に対する債務不履行または不法行為に基づく損害賠償請求はいずれも認められない可能性が高いといえます。



2011年経営者アンケート 景気回復は今年後半か 足元の状況は厳しさを続く

国内景気が本格景気前に落ち込む「二番底」の懸念が和らいでいることが、日本経済新聞社などが行った社長アンケートで明らかになりました。足元の景気感は依然厳しさが続いているものの、二番底の危険性が減ったと答えた経営者が増加。本格回復を今年後半とみる経営者が半数を占め、来年度損益も半数が「改善しそう」とみています。

足元の景気については半年前に比べて「悪化した」との回答が全体の4割に上り、前回調査より14ポイント増加。悪化の要因としては、「政



「改善した」とする回答の割合から「悪化した」を引いた数値もマイナス32・9で前回調査より悪化しました。しかし、先行きについては、明るい見通しが増えていますが、景気の二番底の危険性が「多少薄れた」「ほとんどない」と答えた割合から「相当出てきた」「多少出てきた」と答えた割合を引いた数値は4・9で、2009年10月以

降でみると数値がプラスに転じたのは初めてです。

二番底回避の要因を挙げてもらったところ、中国など新興国の経済の堅調さが最も多く、次いで「円高の服感」があげられました。

景気が持ち直す時期については、「7～9月」と「10～12月」がともに27・3%ずつを占めました。これを受けて11年度の損益見通しは10年度に比べ「大幅に改善しそう」6・3%、「やや改善しそう」が42・6%に達しました。世界景気に現状に

関しては「拡大している」とみる経営者が過半数を占め、海外経済の堅調さを足がかりに業績回復が進むとの見方が強まっています。

11年度の損益改善要因

11年度の損益改善要因としては、海外需要の拡大が1位でした。「国内需要の回復」も増加したほか、「人件費の抑制」も増えました。また、体質改善による競争力の強化、「生産合理化や事業再構築によるコストダウン」など経営体質の改革をあげる経営者も多くなりました。また11年度の設備投資額については、10年度と「同じくらい」が27・

3%で最多でした。ただ、10年度を「上回りそう」との見方が「下回りそう」の2倍以上の結果となり、積極姿勢を打ち出す経営者が増えてきました。

外需頼みの色合いも

ただ、景気の本格回復のシナリオの根拠は外需であり、日本の景気は世界景気の持ち直しに伴って輸出が回復するという見通しです。円高や資源高が急速に進めば、シナリオに狂いが生じかねません。

日本の最大の輸出国である中国では、インフレ圧力が次第に強まっています。中国が金融引き締めを急げば、景気を過度に冷やませるリスクがあります。地方の景気拡張策などにより11年度も9%台の高い成長率が見込まれています。

また米国経済に関しては金融緩和策や大型減税の延長で、深刻な景気低迷は避けられるという見方が体勢です。個人消費が緩やかに持ち直すほか、新興国向けの輸出も成長を支える見込みです。日米欧の経済成長は中国をはじめとする新興国頼みの色合いが一段と強まっている傾向にあるようです。



販売奨励金と交際費等

会社によっては特約店などの得意先に対して販売奨励金を支給しているところもみられます。しかし、その支出内容により交際費等として取り扱われる場合もありますので注意が必要です。

販売奨励金

法人が販売促進を目的に、特定地域の得意先である事業者に対して、販売奨励金として金銭または事業用資産を交付する場合の費用は、交際費等に該当しません。

理由は、これらの費用が交付を受けた事業者の収益に計上され、販売促進を目的にすることが明確であり、単なる贈答とは異なるものだからです。

販売奨励金の支出相手

販売奨励金の支出の相手方は、直接の取引先だけではなく、取引の系列を同じくする間取引先も含まれ

ます。

例えば、メーカーが直接取引先である卸売業者に対して奨励金を支出する以外に、卸売業者の取引先である小売業者に対して販売奨励金を支給することも認められます。

また、メーカーがその特約店等の従業員全員または販売部員全員を対象にして、掛け捨ての生命保険、損害保険の保険料を払うことや、健康診断費用を負担する支出なども販売奨励金に該当します。

交際費等となるケース

ただし、保険契約のうち貯蓄性のあるものや、一部の役員等のみを被保険者とする保険契約については交際費等として取り扱われます。

また、販売奨励金という名目で交付した金銭が、旅行、観劇等の分担金としての支出である場合には、当然ながら支出側で交際費等とされま



—税務—

- ★22年分所得税の確定申告
申告期間…2月16日から3月15日まで
- ★贈与税の申告 申告期間…2月1日から3月15日まで
- ★固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付
納期限…2月中において市町村の条例で定める日
- ★1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…2月10日
- ★12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人事業所税)・法人住民税
申告期限…2月28日
- ★3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
申告期限…2月28日
- ★法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
申告期限…2月28日
- ★6月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)…半期分
申告期限…2月28日
- ★消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)
申告期限…2月28日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(10月決算法人は2カ月分)(消費税・地方消費税)
申告期限…2月28日

—労務—

- ★労働災害保険事業開始届
提出期限…2月10日
- ★健保・厚保の保険料の納付
納期限…2月28日

政府系、長信銀、都市銀行などを金融業と呼び、流金融機関はそれ以外の信販会社、消費者金融などを「雑金」と表現し、一段低い存在と見下していた。小売業が銀行業に参入しようとした際にも異業種参入などと言いつつ、何か異物が入り込んでくるような言い回しだった。▼都市銀行などはバブルの後遺症に四苦八苦。再編を繰り返すことで乗り切ろうとした。自らが資金の出し手として事業会社の経営をサポートする立場のはずが、銀行は暗れた日に傘を持って

金融改革した「雑金」

くる」といわれるぐらい空気の読めない集団になってしまった。自分たちが生き残るために巨額の増資を何度も行ってきた。▼雑金も制度変更などで破綻に追い込まれ厳しい局面に陥るところもある。だが、アウトサイダーこそ、世の中に変革をもたらしてきた歴史的事実がある。雑金たちは消費者のニーズを巧みに吸い上げて銀行にはできないサービスを次々に打ち出し、消費者の利便性を高めた。雑金のたくましさこそ今の日本には必要だ。